

北九州市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第9号

北九州市手数料条例の一部を改正する条例

北九州市手数料条例（平成12年北九州市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第14号を次のように改める。

(14) 削除			
---------	--	--	--

別表第126号中「という。）」の次に「、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち同令第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この号において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。）」を加え、

「

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所	を
-----------------	---

」

「

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	に
---------------------------------	---

」

改め、同表第129号中「並びに浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の浮き屋根」を「、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の浮き屋根に係るもの並びに浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の浮き蓋」に改める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第14号の改正規定は、同年7月9日から施行する。

北九州市地域活性化・公共投資臨時交付金基金条例を廃止する条例をここに  
公布する。

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第10号

北九州市地域活性化・公共投資臨時交付金基金条例を廃止する条  
例

北九州市地域活性化・公共投資臨時交付金基金条例（平成22年北九州市条  
例第2号）は、廃止する。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第11号

北九州市印鑑条例の一部を改正する条例

北九州市印鑑条例（昭和38年北九州市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）により外国人登録原票に登録されている者」及び「又は登録地」を削る。

第4条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「受理しない」を「、受理しない」に改め、同条第1号中「日本人の場合においては、」を削り、「で表わされて」を「（これらに類するものと区長が特に認めるものを含む。）で表されて」に改め、「（名については漢字、ひらがな又は片かなに替えられているものを除く。）」を削り、同条第2号を削り、同条第3号中「表わされて」を「表されて」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号中「き損し」を「毀損し」に、「ま滅して」を「摩滅して」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号中「ふち」を「縁」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号を同条第7号とし、同条第9号中「前各号」の次に「に掲げるもの」を加え、同号を同条第8号とする。

第11条中「及び外国人登録原票」を削る。

第12条第1項各号列記以外の部分中「に掲げる」を「のいずれかに該当する」に改め、同項第5号中「又は第2号」を削り、同項第6号中「前各号」の次に「に掲げる場合」を加える。

第13条中「又は外国人登録法第8条第1項に規定する居住地変更の登録の申請」、「又は居住地」及び「又は新居住地」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

2 区長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において印鑑の登録を受けている外国人であって施行日において印鑑の登録を受けることができないものに係る印鑑の登録については、施行日において消除するものとする。この場合において、区長は、印鑑登録消除通知書により当該登録者に通知するものとする。

- 3 区長は、施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人であって施行日においてもなお印鑑の登録を受けることができるものについて、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）附則第4条第1項の住民票が作成されたことに伴い印鑑票の登録事項に変更が生じた場合、施行日において職権で当該登録事項を修正するものとする。

北九州市特定非営利活動促進法施行条例をここに公布する。

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第12号

北九州市特定非営利活動促進法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証の申請)

第2条 法第10条第1項（法第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の提出は、規則で定めるところによらなければならない。

2 法第10条第1項第2号ハ（法第34条第5項において準用する場合を含む。）に規定する各役員の住所又は居所を証する書面は、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める書面とする。

(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受ける者 同法第12条第1項に規定する住民票の写し

(2) 前号に掲げる者以外の者 当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

3 前項の規定にかかわらず、市長が住民基本台帳法第30条の7第4項又は第6項の規定により都道府県知事（同法第30条の10第1項の規定により指定情報処理機関に本人確認情報処理事務を行わせる場合にあっては、当該指定情報処理機関）から当該役員に係る本人確認情報の提供を受けることができる場合、当該役員に係る前項の書面の添付を省略することができる。

4 法第10条第3項（法第25条第5項及び法第34条第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する条例で定める軽微な不備は、申請書及び当該申請書に添付された書類の内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。

5 法第10条第3項の規定による補正を行おうとする者は、規則で定めるところにより、補正書を市長に提出しなければならない。

(社員総会の議事録)

第3条 法第14条の4に規定する社員総会の議事録は、書面又は法第14条の9第1項に規定する電磁的記録をもって作成しなければならない。

2 法第14条の9第1項の規定により社員総会の決議があったものとみなさ

れた場合、当該社員総会の議事録に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名  
(定款の変更)

第4条 法第25条第4項の規定による申請書の提出は、規則で定めるところによらなければならない。

2 法第25条第6項の規定による届出は、規則で定めるところにより、届出書を提出して行わなければならない。

(事業報告書等の記載事項)

第5条 法第28条第1項に規定する事業報告書には、事業の実施概要その他の規則で定める事項を記載しなければならない。

2 法第28条第1項に規定する年間役員名簿には、役員の就任期間その他の規則で定める事項を記載しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第6条 法第29条の規定による事業報告書等の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの3月以内にしなければならない。

(事業報告書等の公開)

第7条 法第30条に規定する閲覧又は謄写の請求があった場合、市長は、閲覧又は謄写の日時、場所及び方法を指定するものとする。

(解散の届出等の添付書類)

第8条 法第31条第4項の規定による届出は、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した届出書を提出して行わなければならない。

2 法第31条の8の規定による届出は、清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した届出書を提出して行わなければならない。

3 法第32条の3の規定による届出は、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した届出書を提出して行わなければならない。

(合併に係る貸借対照表等の備置き等)

第9条 法第35条第1項に規定する貸借対照表及び財産目録は、合併するそれぞれの特定非営利活動法人について作成し、同条第2項に規定する債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの事務所に備え置かななければならない。

(認定の申請)

第10条 法第44条第2項(法第51条第5項、第58条第2項(法第63条第5項において準用する場合を含む。))及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)の規定による申請書の提出は、規則で定めるところによらなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第11条 法第55条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの3月以内にしなければならない。

2 法第55条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、助成金の支給を行ったときは速やかに、海外への送金又は金銭の持出しを行うときは事前に(災害に対する援助その他緊急を要する事情により事前に書類の提出ができなかったときは速やかに)、しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第12条 法第56条(法第62条において準用する場合を含む。)に規定する閲覧又は謄写の請求があった場合、市長は、閲覧又は謄写の日時、場所及び方法を指定するものとする。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第13条 市長は、規則で定めるところにより、法第74条に規定する申請、届出及び提出について、同条の規定により読み替えて適用する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。次項及び第3項において「読替え後の情報通信技術利用法」という。)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

2 市長は、規則で定めるところにより、法第74条に規定する通知及び交付について、読替え後の情報通信技術利用法第4条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

3 市長は、規則で定めるところにより、法第74条に規定する縦覧及び閲覧について、読替え後の情報通信技術利用法第5条第1項に規定する電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第14条 法第75条第1項の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年

法律第149号。以下この条において「読替え後の電子文書法」という。) 第3条第1項の条例で定めるもの、読替え後の電子文書法第4条第1項の条例で定めるもの及び読替え後の電子文書法第5条第1項の条例で定めるものは、規則で定める。

- 2 読替え後の電子文書法第3条第1項に規定する電磁的記録の保存、読替え後の電子文書法第4条第1項に規定する電磁的記録の作成及び読替え後の電子文書法第5条第1項に規定する電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、規則で定めるところによらなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成24年7月8日までの間、外国人登録法(昭和27年法律第125号)の適用を受ける役員(同項第1号に掲げる者を除く。)に係る法第10条第1項第2号ハ(法第34条第5項において準用する場合を含む。)の書面は、外国人登録法第4条第1項に規定する外国人登録原票の記載内容を証明する市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市にあっては、区)の長が発給する文書とする。

北九州市市民センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第13号

北九州市市民センター条例の一部を改正する条例

北九州市市民センター条例（平成6年北九州市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

北九州市立小倉中央市民センター	北九州市小倉北区堺町二丁目4番24号	を
北九州市立小倉中央市民センター	北九州市小倉北区堺町二丁目4番24号	
北九州市立小倉中央市民センター藍島市民サブセンター	北九州市小倉北区大字藍島	に

改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第14号

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項中「知的障害児施設、知的障害児通園施設、総合通園施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設、児童発達支援センター」に改める。

別表第1の保育所の項中

北九州市立新 門司保育所	北九州市門司区吉志 一丁目31番1号	を
〃 早 鞆 〃	〃 〃 清見 二丁目2番15号	

北九州市立新 門司保育所	北九州市門司区吉志 一丁目31番1号	に
-----------------	-----------------------	---

改め、同表中

知的障害 児施設	児童福祉法第42 条の定めるところ による。	北九州市立小池 学園	北九州市若松 区大字小敷5 83番地の1
知的障害 児通園施 設	児童福祉法第43 条の定めるところ による。	北九州市立到津 ひまわり学園	北九州市小倉 北区下到津一 丁目8番8号
		〃 北方 ひまわり学園	〃 小倉 南区北方二丁 目16番1号
		〃 若松 ひまわり学園	〃 若松 区原町12番 34号

		〃 引野 ひまわり学園	〃 八幡 西区鉄王一丁 目 1 1 番 3 0 号
総合通園 施設	児童福祉法第 4 3 条、第 4 3 条の 2 及び第 4 3 条の 3 の定めるところ等 による。	北九州市立総合 療育センター	北九州市小倉 南区春ヶ丘 1 0 番 2 号
肢体不自 由児施設	児童福祉法第 4 3 条の 3 の定めると ころによる。		
重症心身 障害児施 設	児童福祉法第 4 3 条の 4 の定めると ころによる。		

を

障害児入 所施設	児童福祉法第 4 2 条の定めるところ による。	北九州市立総合 療育センター	北九州市小倉 南区春ヶ丘 1 0 番 2 号
		〃 小池 学園	〃 若松 区大字小敷 5 8 3 番地の 1
児童発達 支援セン ター	児童福祉法第 4 3 条の定めるところ による。	北九州市立総合 療育センター	北九州市小倉 南区春ヶ丘 1 0 番 2 号
		〃 到津 ひまわり学園	〃 小倉 北区下到津一 丁目 8 番 8 号
		〃 北方 ひまわり学園	〃 小倉 南区北方二丁 目 1 6 番 1 号
		〃 若松 ひまわり学園	〃 若松 区原町 1 2 番 3 4 号

に

		引野 ひまわり学園	八幡 西区鉄王一丁目 11番30号
--	--	--------------	-------------------------

改め、同表の知的障害者授産施設の項を削り、同表中

知的障害者通勤寮	就労している知的障害者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、独立及び自活に必要な助言及び指導を行う。	を
----------	--	---

宿泊型自立訓練施設	生活能力等の向上を図るための支援が必要な障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、居室その他の設備を利用させるとともに、必要な訓練その他の支援を行うことにより、障害者の福祉の増進を図る。	に
-----------	---	---

改め、同表の障害者生活支援施設の項中

北九州市立浅野工芸舎	北九州市小倉 北区浅野二丁目 16番38号	を
------------	-----------------------------	---

北九州市立ひかり工芸舎	北九州市門司 区羽山二丁目 12番67号	に
浅野工芸舎	小倉 北区浅野二丁目 16番38号	

改める。

別表第3中

児童福祉施設	総合通園施設	普通診断書	1枚につき	1,500円
		特殊診断書	1枚につき	1,500円以上 4,000円以内
	肢体不自由児施設	死亡診断書	1枚につき	2,500円
		死体検案書	1枚につき	4,000円
	重症心身障害児施設	自動車損害賠償 保険診療明細書	1枚につき	3,000円
		諸証明書	1枚につき	1,500円

を

障害児入所施設	総合療育センター	普通診断書	1枚につき	1,500円
		特殊診断書	1枚につき	1,500円以上 4,000円以内
		死亡診断書	1枚につき	2,500円
児童発達支援センター	総合療育センター	死体検案書	1枚につき	4,000円
		自動車損害賠償 保険診療明細書	1枚につき	3,000円
		諸証明書	1枚につき	1,500円

に

改める。

別表第4中

知的障害児施設	児童福祉法第7条第3項に規定する知的障害児施設支援を受けた場合	児童福祉法第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	利用料金は、翌月末日までに納入すること。
	障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期	障害者自立支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実	利用料金は、1利用期間ごとに、利用の終わ

	入所を受けた場合	費を勘案して市長が定める額	ったときに納入すること。
知的障害児通園施設	児童福祉法第7条第4項に規定する知的障害児通園施設支援を受けた場合	児童福祉法第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	利用料金は、翌月末日までに納入すること。
総合通園施設	児童福祉法第7条第4項に規定する知的障害児通園施設支援を受けた場合	児童福祉法第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	利用料金は、翌月末日までに納入すること。
	児童福祉法第7条第5項に規定する盲ろうあ児施設支援を受けた場合		
	児童福祉法第7条第6項に規定する肢体不自由児施設支援を受けた場合	児童福祉法第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額、同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額及び同法第24条の20第2項又は第3項の規定により算定した額	
	診療を受けた場合	診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び入院時食事療養費に係	利用料金は、1回の診療ご

		る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）により算定した額。ただし、これにより難いときは、診療報酬の算定方法に準じて算定した額又は実費を勘案して市長が定める額	とに、診療の終わったときに納入すること。
肢体不自由児施設	児童福祉法第7条第6項に規定する肢体不自由児施設支援を受けた場合	児童福祉法第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額、同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額及び同法第24条の20第2項又は第3項の規定により算定した額	利用料金は、翌月末日までに納入すること。
	診療を受けた場合	診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準により算定した額。ただし、これにより難いときは、診療報酬の算定方法に準じて算定した額又は実費を勘案して市長が定める額	利用料金は、1回の診療ごとに、診療の終わったときに納入すること。
	障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所を受けた場合	障害者自立支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	利用料金は、1利用期間ごとに、利用の終わったときに納入す

を

			ること。
重症心身障害児施設	児童福祉法第7条第7項に規定する重症心身障害児施設支援を受けた場合	児童福祉法第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額、同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額及び同法第24条の20第2項又は第3項の規定により算定した額	利用料金は、翌月末日までに納入すること。
	診療を受けた場合	診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準により算定した額。ただし、これにより難いときは、診療報酬の算定方法に準じて算定した額又は実費を勘案して市長が定める額	利用料金は、1回の診療ごとに、診療の終わったときに納入すること。
	障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所を受けた場合	障害者自立支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	利用料金は、1利用期間ごとに、利用の終わったときに納入すること。

障害児入所施設	総合療育センター	児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援を	児童福祉法第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額、同条第1項に規定する入所特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	利用料金は、翌月末日までに納入すること。
---------	----------	--------------------------	--	----------------------

<p>受けた場合</p>	<p>及び同法第24条の20第2項の規定により算定した額</p>	
<p>障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を受けた場合</p>	<p>障害者自立支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額、同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額及び同法第70条第2項において準用する同法第58条第3項又は第4項の規定により算定した額</p>	
<p>障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所を受けた場合</p>	<p>障害者自立支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額</p>	<p>利用料金は、1利用期間ごとに、利用の終わったときに納入すること。</p>
<p>診療を受けた場合</p>	<p>健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法（以下この項において「算定方法」という。）並びに健康保険法第85条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項に規定する厚生労働大臣が</p>	<p>利用料金は、1回の診療ごとに、診療の終わったときに納入すること。</p>

			定める基準により算定した費用の額。ただし、これにより難しいときは、算定方法に準じて算定した額又は実費を勘案して市長が定める額	
小池学園		児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援を受けた場合	児童福祉法第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する入所特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	利用料金は、翌月末日までに納入すること。
		障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所を受けた場合	障害者自立支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	利用料金は、1利用期間ごとに、利用の終わったときに納入すること。
児童発達支援センター	総合療育センター	児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援を受けた場合	児童福祉法第21条の5の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額、同条第1項に規定する通所特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額及び同法第21条の5の28第2項の規定により算定した額	利用料金は、翌月末日までに納入すること。
		障害者自立支援法第5条第7項に規	障害者自立支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規	

に

	定する生活介護を受けた場合	定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	
	診療を受けた場合	健康保険法第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法（以下この項において「算定方法」という。）並びに健康保険法第85条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額。ただし、これにより難しいときは、算定方法に準じて算定した額又は実費を勘案して市長が定める額	利用料金は、1回の診療ごとに、診療の終わったときに納入すること。
到津 ひまわり 学園	児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援を受けた場合	児童福祉法第21条の5の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する通所特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	利用料金は、翌月末までに納入すること。
北方 ひまわり 学園			
若松 ひまわり 学園			
引野 ひま			

わり			
学園			

改め、同表の老人福祉施設の項中「第8条第24項」を「第8条第26項」に改め、同表の知的障害者授産施設の項を削り、同表中

知的障害者通勤寮	障害者自立支援法附則第20条に規定する旧法施設支援を受けた場合	障害者自立支援法附則第21条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同法第29条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	を
----------	---------------------------------	--	---

宿泊型自立訓練施設	障害者自立支援法第5条第13項に規定する自立訓練を受けた場合	障害者自立支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	に
-----------	--------------------------------	--	---

改め、同表の障害者地域活動センターの項中

障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所を受けた場合	障害者自立支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	利用料金は、1利用期間ごとに、利用の終わったときに納入すること。	を
-------------------------------	--	----------------------------------	---

障害者自立支援法第5条第8項に規定する短期入所を受けた場合	障害者自立支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	利用料金は、1利用期間ごとに、利用の終わったときに納入すること。
障害者自立支援法第5条第11項に規定する施設入所支援を受けた場合	障害者自立支援法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	利用料金は、翌月末日までに納入すること。

に、

障害者自立支援法第77条第1項又は第3項に規定する地域生活支援事業を受けた場合	障害者自立支援法第77条第1項又は第3項に規定する地域生活支援事業に要する費用として市長が定める額	利用料金は、翌月末日までに納入すること。
障害者自立支援法附則第20条に規定する旧法施設支援を受けた場合	障害者自立支援法附則第21条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び同法第29条第1項に規定する特定費用の額として実費を勘案して市長が定める額	利用料金は、翌月末日までに納入すること。

を

障害者自立支援法第77条第1項又は第3項に規定する地域生活支援事業を受けた場合	障害者自立支援法第77条第1項又は第3項に規定する地域生活支援事業に要する費用として市長が定める額	利用料金は、翌月末日までに納入すること。
---	---	----------------------

に

改める。

付 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。